

平成18年度派遣型高度人材育成協同プラン面接審査要項

(目的)

「派遣型高度人材育成協同プラン」における優れた取組を選定するため、産学連携高度人材育成推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、面接審査を実施するものとする。

(面接審査の進め方)

1. 時間の配分

- | | | |
|--------------------------|-----|-------|
| ①申請担当者等から教育プロジェクトについての説明 | 8分 | |
| ②質疑応答 | 17分 | 合計25分 |

2. 説明者

- ①教育プロジェクトの説明は、申請担当者等、申請する教育プロジェクトの内容に責任を持って対応できる者が行う。
- ②出席者は、5名以内。

3. 説明

教育プロジェクトの説明については、申請書を基に口頭で説明する（パワーポイント等のプレゼンテーションソフト、OHP（オーバーヘッド・プロジェクター）、DVD、ビデオ等の使用は認めない）。

4. その他

面接審査の対象となった大学へは別途面接審査の実施について、通知する。

(面接審査にあたっての留意事項)

- ①質疑応答は、大学側の説明（8分）が終了してから行う。
- ②質疑応答では、時間的都合から、不明な点や更に明確にする必要があると思われる点等を簡潔に質問することとし、申請書に記載されている内容を改めて質問することは避ける。また、この質疑応答は、質問の時間に充てるものとし、審査委員側から当該取組に対し意見（評価）を述べることはしない。
- ③質疑応答は、「平成18年度派遣型高度人材育成協同プラン審査要項」 「IV

審査方針」に留意して行う。

- ④大学の説明時間 8 分と質疑応答の時間 17 分は厳守し、大学の説明が 8 分以内で終了しても残り時間を質疑応答にまわすことはしない。時間が余った場合は、次の大学の開始時間を繰り上げるものとする。

(平成 18 年度派遣型高度人材育成協同プラン評価書 (面接審査用) の作成)

- ①「評価所見コメント」の欄には、特記すべき事項があれば記述する。
- ②「評価」の欄には審査部会における評価と面接審査の結果を踏まえ、該当する番号に○印を付す。
- ③評価所見の欄は、審査部会における評価及び面接審査結果を踏まえ、当該教育プロジェクトに対する評価を記述する。